

6月定例会

市長をはじめ職員等の給与を減額

議員提案により議員報酬も減額

詳細かつ慎重な審査を

委員会付託案件

会期日程

- 6月13日 ○開会
 - 会期の決定
 - 会議録署名議員の指名
 - 表彰状の伝達
 - 議案等の上程
 - 提案理由の説明
 - 請願紹介議員の説明
- 18日 ○一般質問 (5人)
- 19日 ○一般質問 (5人)
- 20日 ○議案等の質疑
 - 議案等の委員会付託
 - ◇常任委員会
- 21・24日 ◇常任委員会
- 28日 ○議案等の審議 (委員長報告 質疑・討論・採決)
 - 追加議案等の上程
 - 提案理由の説明
 - 追加議案等の審議 (質疑・討論・採決)
 - 諸般の報告
 - 閉会

平成25年第3回定例会は、6月13日に招集され、6月28日までの16日間の会期日程で開会しました。

開会日に市長から30件の議案等が上程され、提案理由の説明がありました。このほか請願書1件が上程されました。

今回の議案は、市長、副市長、教育長及び職員等の給与の減額措置を行う条例が上程されたことに伴う、平成25年度予算の減額補正を行うものが多くありました。一般質問では、10人の議員が質問に立ち、市の政策に対して執行部と活発な議論を行いました。

上程された議案は、案件ごとに各常任委員会に付託され、執行部の説明を受け慎重に審査を行いました。最終日に、付託された議案について、各常任委員長から審査結果報告を受け、質疑、討論、採決を行い、全議案とも承認、可決しました。また、請願書1件を採択しました。

さらに、人事案件2件、意見書案2件、発議案1件が追加上程され、審議の結果それぞれ同意、可決し、本定例会を閉会しました。



5月補正予算(専決)の概要

○国民健康保険特別会計(事業勘定) 繰上充用金(平成24年度歳入不足に伴う繰上充用) 5億7000万円 増

6月補正予算の主なもの

一般会計		給与減額に伴う他会計分	
◇朝倉農業高校跡地活用経費	700万円 増	○特別会計	
◇小石原川ダム関連経費		・国民健康保険特別会計 事業勘定	251万円 減
・市道改良工事	1400万円 増	・国民健康保険特別会計 直営診療施設勘定	382万円 減
・集会所建設経費	2570万円 増	・後期高齢者医療事業特別会計	97万円 減
・小石原川ダム水源地域整備基金積立金	2億2265万円 増	・介護保険特別会計 保険事業勘定	334万円 減
◇緊急雇用創出事業	2830万円 増	・下水道事業特別会計	339万円 減
◇市長・副市長・教育長・職員等の給与削減	1億1405万円 減	・農業集落排水事業特別会計	37万円 減
合計	1億8360万円 増	・個別排水事業特別会計	47万円 減
給与削減の総額		○公営企業会計	
(一般会計、特別会計、公営企業会計の合計額)		・工業用水道事業会計	106万円 減
	1億2169万円 減	・水道事業会計	184万円 減

議案等の詳細な調査や審査を委員会に委ねることを「委員会付託」といい、付託された委員会は審査の結果を本会議で報告します。ここでは各常任委員会で審査された案件の一部を掲載しています。

国の手法を問題視しつつも 市長等の給与を削減

総務文教常任委員会

6月定例会で付託された議案3件と請願1件を審査しました。

★特別職、教育長、職員の給与を削減

第58号議案「朝倉市特別職及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び第59号議案「朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を審査しました。

国が国家公務員の給与削減に準じて地方公務員の給与引き下げを行うことを要請してきたものであり、それを前提として、地方交付税の減額がなされています。委員会としては、今回の職員等の給与削減について、地方交付税が地方公務員給与引き下げの手段として用いられたことは、地方自治の根幹に関わる大きな問題

子ども・子育て支援の 更なる充実へ

環境民生常任委員会

6月定例会で付託された議案7件を審査しました。

★火葬施設の安定的な維持管理を図ります

火葬場の市外居住者の使用料を増額改定するため、この条例を制定するものです。朝倉市営の火葬施設は、老朽化のため火葬炉の改修工事等の経費が増加し、維持経費が現行の市外居住者の使用料を大きく上回っているのが現状です。委員会では、この条例改正は火葬場の安定的な維持管理のためであり、改正後の使用料が近隣5自治体の料金の平均で設定されていること、市外居住者の利用に応分の負担が必要なこと

も理解出来ることから、全員異議なく原案のとおり可決しました。



市民サービスを低下させないために

杷木地域の産業と 雇用の増大を期待

建設経済常任委員会

6月定例会で付託された議案8件を審査しました。

★朝倉市過疎地域企業立地促進条例の制定について

林田工業団地を除く旧杷木町における業務用施設等の新設及び増設を奨励し、産業の振興と雇用の増大を推進するため、この条例を制定しようとするものです。同内容の条例が平成25年3月31日に失効したために新規設定を行い、業務用施設等の新設は5千万円以上、増設は2千7百万円を超えるもので、これらに伴い増加する常用労働者のうち、朝倉市内の居住者が5人以上であるものに対し、課税免除などの奨励措置を行おうとするものです。委員会では、「固定資産税の減免分は地方交付税で措置されるのか」などという質疑がなされ、措置され

ることを確認しました。また、常用労働者のうち、市内の居住者が5人以上の条件適合について十分なチェックを行ってほしいというような意見がありました。委員会では十分な質疑と意見交換を行った後、全員異議なく、原案の通り可決しました。

★市道路線の認定について

2路線を市道として認定しようとするものです。委員会では現地調査を行い、認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決しました。



雨の中での市道路線現地確認